

9章 防水工事

5節 塗膜防水

9.5.1 一般事項

この節は、コンクリート下地に、塗膜防水材料（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

9.5.2 材料

(1) 主材料

塗膜を形成する材料は JIS A 6021（建築用塗膜防水材料）の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

(2) 保護緩衝材

地下外壁防水の保護に使用する場合、保護緩衝材の材質は補強クロス付きポリエチレン発泡材とし、厚さ5mm以上のものとする。

(3) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは、9.2.2(10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

(4) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

9.5.3 防水層の種別及び工程

(1) ウレタンゴム系塗膜防水は、次による。

(ア) 防水層の工法による種別及び工程は表9.5.1により、種別は特記による。

表9.5.1 ウレタンゴム系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X-1(絶縁工法)		X-2(密着工法)	
工程	材料・工法	使用量 kg/m ²	材料・工法	使用量 kg/m ²
1	接着剤塗り通気緩衝シート張り(注)1	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタンゴム系防水材料塗り	3.0 (注)4・5	ウレタンゴム系防水材料塗り補強布張り	0.3
3	ウレタンゴム系防水材料塗り		ウレタンゴム系防水材料塗り	2.7(注)4・5
4	仕上塗料塗り(注)6	—	ウレタンゴム系防水材料塗り	(1.7)(注)2
5	—	—	仕上塗料塗り(注)6	—

- (注) 1.接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
 2.立上り部は全て、種別 X-2とし、工程3及び工程4のウレタンゴム系防水材料の使用量を()内とする。
 3.表中のウレタンゴム系防水材料の使用量は、硬化物比重が 1.0である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 4.ウレタンゴム系防水材料塗りは2回以上に分割して塗り付ける。
 5.ウレタンゴム系防水材料塗りの1工程当たりの使用量は、平場は 2.5kg/m²、立上りは1.5kg/m²を上限とする。
 6.仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。
 特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。
 7.使用量は主材料の製造所の仕様による。

(イ) 種別X-1において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。

特記がなければ、主材料の製造所の仕様による。

- (2) ゴムアスファルト系塗膜防水は、次による。
防水層の種別及び工程は表 9.5.2により、種別は特記による。

表9. 5. 2ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	Y-1(注)1		Y-2(注)1	
	材料・工法	使用量 kg/m ²	材料・工法	使用量 kg/m ²
1	プライマー吹付け又は塗り	—(注)5	プライマー塗り	—(注)5
2	ゴムアスファルト系防水材 吹付け又は塗り	7.0	ゴムアスファルト系防水材塗り 補強布張り	4.5 (注)3
3	保護緩衝材	—	ゴムアスファルト系防水材塗り	—
4	—	—	絶縁シート	—
5	—	—	保護コンクリート又は保護モルタル	—

- (注) 1.Y-1については地下外壁防水、Y-2については屋内防水に適用する。
2.表中のゴムアスファルト系防水材の使用量は、固形分 60% (質量) である材料の場合を示しており、固形分がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
3.塗り回数は、主材料の製造所の仕様による。
4.工程5の保護層の仕様は、特記による。
なお、保護モルタルとした場合は、工程4の絶縁シートを省略する。
5.使用量は主材料の製造所の仕様による。

9. 5. 4 施工

- (1) 防水層の下地は、次による。
(ア) 防水層の下地は、9.2.4(1)による。ただし、出隅は通りよく45°の面取りとし、入隅は通りよく直角とする。
(イ) ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。
- (2) プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。
- (3) 下地の補強は、次による。
(ア) コンクリートの打継ぎ箇所等で防水上不具合のある下地は、監督職員と協議のうえ、U字形にハツリ、シーリング材を充填したうえ、幅 100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
ただし、種別X-1における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。
(イ) 出隅及び入隅は、種別 Y-1の場合は幅200mm以上、種別Y-2の場合は幅 100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
なお、種別Y-1の補強塗りは、増吹き又は増塗りする場合は補強布を省略することができる。
(ウ) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
- (4) 塗膜防水材塗りは、次による。
(ア) 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
(イ) 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
なお、種別X-2 又はY-2の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。
(ウ) 塗継ぎの重ね幅は 100mm以上とし、補強布の重ね幅は50mm以上とする。
- (5) (1)から(4)まで以外は、主材料の製造所の仕様による。